

議案第94号

大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大田原市国民健康保険税条例（昭和34年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「100分の8.9」を「100分の7.5」に改める。

第4条中「41,000円」を「39,000円」に改める。

第5条中「100分の2.4」を「100分の2.0」に改める。

第7条中「100分の2.3」を「100分の2.0」に改める。

第20条第1号ア中「28,700円」を「27,300円」に改め、同条第2号ア中「20,500円」を「19,500円」に改め、同条第3号ア中「8,200円」を「7,800円」に改める。

附則第4項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第7項中「株式等」を「一般株式等」に、「第35条の2第6項」を「第35条の2第5項」に改める。

附則第8項の前の見出しを「（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）」に改め、同項を次のように改める。

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第9項及び第10項を削り、附則第11項を附則第9項とする。

附則第12項を削り、附則第13項を附則第10項とし、附則第14項を附則第11項とする。

附則第15項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第16項を附則第13項とし、附則第17項から第19項までを3項ずつ繰り上げ、附則に次の1項を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第5項（附則第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第5項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規

定により適用される場合を含む。) 」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 改正後の附則第17項の規定 平成26年1月1日
  - (2) 改正後の附則第4項及び第7項から第12項までの規定 平成29年1月1日  
(適用区分)
- 2 改正後の大田原市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ただし、改正後の附則第4項及び第7項から第12項の規定については、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。